

こども発達支援相談事業所 ぶどうの木
「障害児相談支援」重要事項説明書

1 事業者 (2026年7月22日現在)

事業者の名称	社会福祉法人愛の園福祉会
法人の種別	社会福祉法人
所在地	千葉県八千代市米本1359番地米本団地4街区39棟
電話番号	047-488-2471
代表者の職名・氏名	理事長 堀口 路加
法人の設立年月日	1971年3月17日

2 担当する事業所の概要

事業所の名称	こども発達支援相談事業所 ぶどうの木
所在地	千葉県八千代市緑が丘西一丁目10番5
電話番号・FAX	電話:047-409-3985 FAX:047-409-3955
事業所種別 指定年月日	指定障害児相談支援 (2024年9月1日指定)
事業所番号	1270400144
事業所が行っている他の 障害福祉サービス	なし
営業日・営業時間	営業日:平日 月曜日～金曜日 (国民の祝日及び 12月31日から1月3日を除く) 営業時間:午前10時～午後5時
サービス提供日・ サービス提供時間	同上
通常の事業実施地域	八千代市、酒々井町全域および船橋市、佐倉市、印西市、四街道市、成田市、八街市、富里市、山武市の一部
事業の目的及び運営 方針	地域において発達に課題のある児童の保護者からの相談に応じ、その児童が自立した日常生活または社会生活を営むことができるよう、心身の状況、その置かれている環境等に応じて、保護者の選択に基づき、適切な児童福祉サービス等を、多様な事業者から総合的かつ効率的に供与できるよう連絡調整その他の便宜を総合的に勘案し、計画相談支援を行うものとする。

3 事業所の職員体制

職種	人員
管理者(常勤)	1人
相談支援専門員(常勤)	1人以上
相談支援専門員(非常勤)	1人以上配置することができる
事務員(常勤または非常勤)	1人

4 主たる対象者

発達に課題のある児童(身体に障害のある児童・生徒、知的障害のある児童・生徒又は精神に障害のある児童・生徒)※発達障害者支援法第2条第2項に規定する発達障害児

5 提供する指定計画相談支援サービス

相談支援専門員は、以下のサービスを行います。

(1) サービス等利用計画の作成

サービス等利用計画(案)の作成

1 居宅訪問によるアセスメント

利用者の居宅等を訪問し、利用者及びその家族に面接して、利用者の心身の状況やその置かれている環境等の評価を行い、解決すべき課題等を把握します。

2 情報の提供

発達に課題のある児童の保護者(以下「利用者等」といいます。)のサービス選択を行いやすくするため、地域における指定障害児通所支援サービス事業者等に関するサービス内容及び利用料等の情報を、適正に利用者又はその家族に対して提供します。

3 サービス等利用計画(案)の作成

解決すべき課題等に対応するため、保健、医療、福祉、就労支援、教育等のサービスから最も適切な組み合わせについて検討し、利用者等の選択を踏まえて、サービス等利用計画(案)を作成します。

(サービス等利用計画(案)の内容)

- ・利用者及びその家族の生活に対する意向 ・総合的な援助の方針
- ・生活全般の解決すべき課題 ・提供される福祉サービス等の目標及びその達成時期
- ・福祉サービス等の種類、内容、量 ・福祉サービス等を提供する上での留意事項
- ・モニタリング期間

4 サービス等利用計画(案)の交付

サービス等利用計画(案)は、法の障害児通所給付費等の対象となるかを区分した上で、利用者又はその家族へ説明し、文書により利用者等の同意を得ます。

同意を得たサービス等利用計画(案)は、利用者等へ交付するとともに、障害児通所給付費等の支給決定を得るため市へ提出します。

サービス等利用計画の作成

5 サービス担当者会議の開催

市の支給決定を受けて、福祉サービス等の担当者との連絡調整を行います。併せて、福祉サービス等の担当者を招集したサービス担当者会議の開催するなどにより、内容の説明を行い、担当者から意見等を求めます。

6 サービス等利用計画の確定・交付

サービス担当者会議を踏まえたサービス等利用計画(案)の内容について、利用者およびその家族に対して説明し、文書により利用者等の同意を得るものとします。その

上で、サービス利用計画を作成し、利用者等及び福祉サービス等の担当者へ交付するとともに、施設を所管する自治体へ提出します。

(2) 継続サービス利用支援

1 継続的な評価と連絡調整

サービス等利用計画の実施状況の把握及び利用者についての継続的な評価（以下「モニタリング」といいます。）を行い、必要に応じてサービス等利用計画の変更、福祉サービス等の事業を行う者等との連絡調整その他の便宜の提供を行います。

2 居宅訪問によるモニタリング

モニタリング期間ごとに利用者の居宅等を訪問し、利用者等に面接するほか、その結果をモニタリング報告として記録し、利用者等の同意を得るものとします。同意を得たモニタリング報告は、利用者等へ交付するとともに、施設を所管する自治体の求めがあった場合は同自治体へ提出します。

3 計画の変更

モニタリングにより、新たな支給決定等が必要と認められる場合は、利用者等に対し、申請の勧奨及び必要な援助を行います。

4 その他の支援

- ・ 居宅における日常生活を営むことが困難となったと認められる場合や利用者が 障害児入所施設等への入所・入院を希望する場合には、障害児入所施設等への紹介その他の便宜の提供を行います。
- ・ 障害児入所施設、医療機関等から退所又は退院しようとする利用者又はその家族から依頼があった場合には、居宅生活へ円滑に移行できるよう、あらかじめ、必要な情報の提供や助言等の援助を行います。

(3) サービス等利用計画の変更

利用者がサービス等利用計画の変更を希望した場合、または、事業者がサービス等利用計画の変更が必要と判断した場合は、事業者と利用者双方の合意に基づき、サービス等利用計画を変更します。

6 利用料金

(1) 利用者が負担する額

○法定代理受領[※]を行う場合は利用者の自己負担はありません。

※法定代理受領...法の規定に基づき、事業者が利用者に代わり、サービス利用料金に相当する給付を市から受領する方法

○法定代理受領を行わない場合は、当月の支援について、下記サービス内容ごとに算定した合計額を請求しますので、お支払いをお願いします。支払った額は、支払の際にお渡しする「領収証」と「サービス提供証明書」添えて、お住まいの自治体に対し計画相談支援給付費の請求を行い、同自治体から返還を受けてください。

	サービス内容	単位数(ひと月)	1単位 単価	利用料 (月額)
障害児相談 支援給付費 一覧表	障害児相談支援援助費			
	機能強化型(Ⅰ)	2,201単位／回	10.6円	円
	機能強化型(Ⅱ)	2,101単位／回	10.6円	円
	機能強化型(Ⅲ)	2,016単位／回	10.6円	円
	機能強化型(Ⅳ)	1,866単位／回	10.6円	円
	障害児支援利用援助費(Ⅰ)	1,766単位／回	10.6円	円
	障害児支援利用援助費(Ⅱ)	815単位／回	10.6円	円
	継続障害児相談支援援助費			
	機能強化型(Ⅰ)	1,896単位／回	10.6円	円
	機能強化型(Ⅱ)	1,796単位／回	10.6円	円
	機能強化型(Ⅲ)	1,699単位／回	10.6円	円
	機能強化型(Ⅳ)	1,548単位／回	10.6円	円
	継続障害児支援利用援助費(Ⅰ)	1,448単位／回	10.6円	円
	継続障害児支援利用援助費(Ⅱ)	662単位／回	10.6円	円
	その他の加算			
	行動障害支援体制加算(Ⅱ)	30単位／回	10.6円	円
	要医療児者支援体制加算(Ⅱ)	30単位／回	10.6円	円
	精神障害者支援体制加算(Ⅱ)	30単位／回	10.6円	円
	初回加算	500単位／回	10.6円	円
交通費実費 相当額	・通常の事業の実施地域以外の地域にお住まいの方で、相談支援専門員の居宅等への訪問にあたり交通費が発生する場合、以下の移動手段に応じた交通費実費額をお支払いいただきます。 公共交通機関：鉄道・バスの運賃実費(往復分) 乗用車：以下の算定基準に基づいた実費相当額(往復距離で算出) ※算定根拠：資源エネルギー庁発表の「石油製品小売市況調査(千葉県)」におけるレギュラーガソリンの公表価格を基準とします。 ※算出式：ガソリン価格 ÷ 燃費(10km/L) ※燃費基準：当法人規定により 1Lあたり 10km を適用します。 ※本単価は、毎年度開始時点(4月)の最初の公表価格に基づき設定し、著しい変動がない限り年度内は固定します。 その他(有料駐車場・タクシー・有料道路等)：移動に要した実費 ※やむを得ない事情により利用せざるを得ない場合は、必ず事前に理由を説明し、同意を得た場合に限り請求いたします。 ・お支払いを確認しましたら、「領収書」をお渡ししますので、保管をお願いします。			

7 緊急時の対応方法

サービス提供中に、利用者の容態に急変があった場合は、協力医療機関に連絡する等必要な処置を講ずるとともに、ご家族が不在の場合は、あらかじめ利用者が指定する連絡先へご連絡します。

【協力医療機関】

医療機関の名称	あべこどもクリニック
住所	千葉県八千代市勝田台北1-8-7 KEIYUビル2F・3F
氏名	阿部 啓次郎
連絡先	047-487-0415

8 この契約に関する相談・苦情の窓口等

(1) 当事業所ご利用相談・苦情窓口

サービスの内容及び個人情報取り扱い等に苦情・相談がある場合は、下記窓口にご連絡下さい。

担当者	ぶどうの木 管理者 茂木 宗一郎
電話番号	047-409-3985
受付時間	午前10時～午後5時

(2) 当事業所が選任した第三者委員

本事業所では、地域にお住まいの以下の方を第三者委員に選任し、地域住民の立場から本事業所のサービスに対するご意見などをいただいております。

保護者は、本事業所への苦情やご意見を「第三者委員」に相談することも可能です。

【第三者委員】 (担当者)	(1) 鈴木 介人(元緑が丘自治会会長) (2) 椎名 豊子(母子推進委員)
------------------	---

※第三者委員の連絡先は事業所入り口に掲示しておりますのでご確認ください。

(3) 八千代市の相談・苦情窓口

本事業所を所管する行政窓口は以下のとおりです。

担当部署	健康福祉部 障害者支援課
電話番号	047-483-1151(代表)
受付時間	午前8時30分～午後5時

(4) その他

本事業所では千葉県社会福祉協議会に設置された「福祉サービス運営適正化委員会」と連携しながら苦情対応を行っています。

担当部署	千葉県社会福祉協議会 福祉サービス運営適正化委員会事務局
電話番号	043-246-0294
受付時間	月～金曜日 午前9時～午後5時

9 虐待防止のための措置に関する事項

利用者等の人権の擁護・虐待の防止等のため、責任者を設置する等必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修を実施する等の措置を講ずるよう努めるものとします。

虐待防止責任者名	ぶどうの木 管理者 茂木 宗一郎
----------	------------------

年 月 日

指定障害児相談支援の利用にあたり、利用者に対して本書面に基づいて、重要な事項を説明しました。

【事業者】

(説明者) ぶどうの木(職種)_____(氏名)_____
(所在地) 〒276-0040 八千代市緑が丘西一丁目10番5
(事業者名) 社会福祉法人愛の園福祉会
(代表者の職・氏名) 理事長 堀口 路加 印

私は本書面により、指定障害児相談支援の重要な事項について、事業者から説明を受けました。

【給付決定保護者】

〒

住所 _____

保護者氏名 _____ 印 _____